露領沿海州水産組合の成立について
―郡司成忠を中心に―

麓　　慎一

はじめに

日本は、日露戦後のポーツマス条約によりロシア極東の海域で漁業を行う権益を獲得することになった。函館・新潟・富山など日本海沿岸地域の漁民が大挙してその海域に出漁することになった。しかし、彼らはロシア極東の海域で自由に漁業ができたわけではなかった。彼らは、日本とロシアによって締結された条約や法令に従って漁業を行わなければならなかった。

日本政府は、この条約や法令を順守させるためにこの海域で活動する漁業関係者や漁民たちを組織化する。この組織化の過程を考察する。

ここで分析の対象にするのは、明治40（1907）年５月４日に締結された日露漁業協定（議定書）を受けて組織された沿海州漁業倶楽部の成立から、沿海州漁業規則改正期成同盟会を経て明治41（1908）年12月１日に露領沿海州水産組合が成立するまでである。

すでに『露領漁業沿革史』などによって考察されているこの問題を取りあげて分析する理由を示しておきたい。これまでの研究は、漁業関係者や漁民の組織化の事実を明らかにしているが、その組織化がどのように進行し、そしてどのような問題が生じていたのか、という点を分析していない。とりわけ組織化される漁業関係者たちの動向がほとんど分析されていない。漁業関係者たちはこの組織化を通じて自分たちの要求を実現しようとする。これがロシア極東の海域における日本人の漁業活動をめぐる日本とロシアの紛争の原因となる。この組織化の中心にいたのは郡司成忠という人物だった。彼に焦点を絞ってこの過程を考察することでこの組織化に付帯されることになる特質を明らかにできると見通している。

１　日露漁業協定の締結と沿海州漁業倶楽部の成立

日露漁業協約の交渉がまとまらないうちに、明治40（1907）年の漁期を迎えようとしていた。日本は、ロシアと暫定的な協定（議定書）を結んでこれに対処することになった。

サンクト・ペテルブルグに駐在していた本野一郎公使は、明治40（1907）年５月４日、外務大臣の林薫にロシア政府と日本人が漁区貸渡しの競売に参加できる議定書（日露漁業協定）を調印した、と打電した[1]。これを受けて林外務大臣は、５月11日、ウラジオストックの貿

易事務官の野村基信に同地に滞在している日本人にロシアとの協定事項を通知するように打電するとともに、５月13日付の『官報』7158号においてそれを「外務省告示第十号」として示した[2]。この「外務省告示第十号」は、「日露漁業協約締結前臨機ノ措置」として日本海・オホーツク海・ベーリング海のロシアの沿岸において明治40（1907）年から日本人に漁業を許可するための協定が成立したことを冒頭で記している[3]。告示された協定事項は９条によって構成され漁業区域や漁業許可の方法などが記されている[4]。関係者はこの告示された協定を仮条約などと通称していた。これを受けて農商務省は、明治40（1907）年５月17日、各府県の沿海州漁業関係者を招集して協定事項の説明会を開催した。次にこの説明会を考察する。説明会の出席者は50名程で外務省からも通商局長の石井菊次郎とコルサコフ副領事の鈴木陽之助が出席した。農商務省の水産局長の神山閏次が挨拶したのち、農商務大臣の松岡康毅は次のように訓示した。日露漁業仮条約（議定書）によって日本人は初めてロシアの沿岸において公然と漁業を行う権利を獲得した。正式な条約が締結するまでにはまだ日数を要するので、この仮条約を締結して本年の漁業に対応した。農商務省は漁業者が仮条約にもとづく漁業を行う場合に生じる疑問に答える。一方で漁業関係者は「共同一致の精神」をもって着実に事業を実施し、漁区の入札で不利が生じないようにしなければならない[5]。このように松岡康毅は漁業関係者たちに状況を説明するとともに要望を示した。

次に、通商局長の石井菊次郎は、仮条約（日露漁業協定）について落札した漁場の利用期限が１年間であることなどその概要を示した[6]。この説明を受けて沿海州漁業者委員集会が、翌日の５月18日に三会堂において開催された。委員は岩崎岩次郎（函館）・齋藤豁三郎（函館）・永田儀八郎（函館）・高橋松太郎（函館）・石垣隈太郎（函館）・三澤延吉（根室）・小澤源吉（青森）・片桐寅吉（新潟）・押田喜訓（富山）・西澤小平（福井）・石川常松（林寛治代理〔和歌山〕）・細川義昌（高知）・福島壽太郎（岡山）・松本良太郎（大阪）・郡司成忠（東京）・神坂彦右衛門（東京）の16人であった。彼らは協議の結果、６月20日に予定されている漁区の競売期日では鮭鱒漁の好機を逸する、として大日本水産会長の村田保から外務省にその期日の繰り上げを求めることにした。

さらにこの日の午後１時から外務省と沿海州漁業者委員の協議が行われ委員の質問に石井通商局長が回答する、という形式で話し合いがもたれた。沿海州漁業者委員たちは輸入税や漁獲物の加工など14点について質問した[7]。この質疑によれば日本人の漁業者が競売に参加できる地域も明確ではなく、また漁業規則の詳細もこの段階では全く分からない、という状況だった。

この石井通商局長との協議を終えた沿海州漁業者委員たちは沿海州漁業倶楽部の設立を決定した。この倶楽部の委員長には、大日本水産会の村田保会長が、委員には郡司成忠と中島行一が選出された。この倶楽部の運営のために沿海州漁業倶楽部規定が作られた。この第１条は沿海州漁業倶楽部を大日本水産会内に設置する、と規定しており大日本水産会と密接な関係を有していたことが分かる。第２条はこの設立の目的を「沿海洲漁業ニ関スル事項ヲ相

互通信」する、と規定している[8]。この倶楽部が情報の共有のための機関であったことが推定できる。会長である村田保は、５月20日、通商局長の石井菊次郎に書翰を出し石井の「御内意」の通り、単なる通信機関として沿海州漁業倶楽部を設立した、と記すとともに「沿海州漁業倶楽部規定」を送付している[9]。

このように農商務省が漁業者たちを集めて行った日露漁業仮条約（議定書）の説明会は、沿海州漁業者委集会を開催させることになり、そして沿海州漁業倶楽部の設立に繋がった。

2　沿海州漁区の競売

日本人の漁業者たちは明治40（1907）年の出漁に備えていたが、その活動を左右する漁区の競売が明治40（1907）年６月14日と15日の両日、ウラジオストックの庁舎において実施されることになった。多くの漁業者が入札のためにウラジオストックに渡航した。郡司成忠も６月１日、入札のために敦賀からウラジオストックに向かった[10]。

漁区の入札は次のように行われた。ロシア側は沿海州国有財産管理局長のブラジニコフと林務官のコチエトコフらが出席し、日本側は入札に参加する漁業者以外に野村基信貿易事務官ら外務省関係者が立ち会った。コチエトコフが漁区表と入札価格を示したあと各漁場の名称と入札価格を順次、読みあげて希望者は価格を競って最高額を提示したものが落札する、という形式だった。

この競売に参加したのは57名の日本人と20名のロシア人だった。競売にかけられた漁区は229区で、そのうち日本人の落札者は33名で落札漁区は84箇所であった。ロシア側が予定していた競売価格は54000ルーブルであったが、実際に落札された価格は110648ルーブルとなった[11]。

ここでは郡司成忠の落札の状況を「露領漁区競売」と題して明治40（1907）年６月24日付の『朝日新聞』に掲載された彼の談話から紹介する。まず、郡司自身はカムチャツカ西海岸のオジョールノ漁区（漁区番号178）を予定価格600ルーブルのところ603ルーブルで落札した。漁区の総数は229区の内85箇所（この内、ロシア人は５箇所）と製造所３箇所（この内、ロシア人の落札は無し）であった[12]。落札された漁区が総数の229区と比較して少なかったのは落札の時期が遅く漁区を実地に見る時間がなかったからだ、と彼は説明する。落札価格は一部の漁区を除けば高価ではなかった、と評価している。その一方で出漁する時期が遅くなったため漁獲は例年の半額程度であろうと彼は予想している。また、国有財産管理局長のブラジニコフが入札における日本人の公平な態度を評価した、と郡司成忠は伝えている。このように漁区の落札の状況について話したあと４点にわたる要望を彼は表明した。第１は外務省や農商務省の担当者および漁業者がロシアの官憲と沿海州でまだ利用されていない漁区を実地に巡視することである。第２は漁区の落札に資本家ないしは漁業者が自ら参加することである。代理人を参加させる場合でも見識のある者を選ぶことを求めている。第３は警備

艦の軍艦武蔵がカムチャツカの海上を航行することになっているが、その期間をロシアの巡視船と同様に漁業が行われる全期間にすることである。第 4 は漁業に使用する母船を河川に繋泊させる許可である。これは漁業に従事している船が漁獲物を母船に運送するのを容易にする、というだけでなく母船の安全という点から必要だった。この点はウラジオストックの貿易事務官の野村基信がロシア側にその許可を求めることになった[13]。

郡司成忠は漁区の落札状況と要望を以上のように示した。彼は漁区を落札し報效義会の船をそこに向かわせようとする。報效義会は報效丸・占守丸・沢崎丸の三艘の遠洋船を持っていた。報效丸はベーリング海峡から南西一帯でラッコ猟に従事していた。占守丸はオホーツク海で鱈漁を行っていた。沢崎丸は、明治39（1906）年にはカムチャツカ半島のガラギンスキー島付近で漁業に従事していた。郡司成忠は、明治40（1907）年の漁区の落札次第、この沢崎丸をカムチャツカ半島の海域に向かわせることにした[14]。

3　軍艦派遣の要請

郡司成忠は、明治40（1907）年 6 月23日にウラジオストックから帰京した。彼は『朝日新聞』紙上で主張していた 4 つの要望のうちの一つであった軍艦武蔵のカムチャツカ半島近海の巡視の実現に向けての活動をすでにしていた。次にこの活動を考察する。

彼は、 5 月 1 日、外務大臣の林薫に「軍艦及外交官御派遣之上勘察加方面出漁者御保護相成度儀ニ付請願」を提出した。郡司は言う。カムチャツカ半島およびオホーツク海において昨年の明治39（1906）年にロシアの軍艦と日本の漁船の間で少なくとも30件以上の事件が発生した。明治40（1907）年はこれまでの 3 倍以上の日本の漁船が出漁する予定である。その一方で、ロシアの軍艦がこの海域に増派される、という情報もある。ロシアの軍艦と日本の漁船の事件の増加が予想されるので、日本の軍艦のその海域への派遣を求める。ロシアの軍艦の日本漁船への対応はあまりにも「暴漫」である。日本の軍艦がそれらの海域を航行して日本とロシアの軍艦の艦長が会談してロシアの軍艦の活動を矯正するとともに日本の外交官の視察によって日本の漁民が保護されるようにしたい[15]。

この請願を受けた外務大臣の林薫は、 5 月21日、海軍大臣の斎藤実に「勘察加半島沿岸及ヲコツク海方面へ軍艦派遣ニ関スル件」を出して次のように要請した。ポーツマス条約にもとづく日本とロシアの漁業協約はまだ締結されていないものの日本の漁民が漁期を逸しないために議定書（仮条約）が締結された。

これまで日本の漁業者とロシアの官憲との間に多くの紛議が生じてきた。そこで日本の漁業者が最も多く出漁するカムチャツカ半島の海域に日本の軍艦を派遣してロシアの軍艦およびその地方の官憲と意思を疎通させることで無益な紛争の発生を未然に防ぎたい。これらの点を考慮してこの海域への軍艦の派遣について検討してもらいたい[16]。

海軍大臣の斎藤実はこれにすぐに対応した。彼は、 5 月21日、軍艦武蔵の井内金太郎艦長

に「東亜領沿岸」の巡航を指示した[17]。これに関連して海軍次官の加藤友三郎は、５月21日・５月22日・５月25日の３度にわたり井内艦長に具体的な指示を打電した。この３つの指示を紹介する。第１の５月21日の電報は次のような内容だった。千島列島での巡航を延長してカムチャツカ半島を東岸はカムチャツカ湾まで西岸はチカニギツチ湾まで航行してカムチャツカ半島の沿岸を視察するとともに日本の漁民を保護する。コマンドルスキー諸島への寄港は艦長の判断に任せる。また、報效義会の沢崎丸が６月10日頃までに栖原湾に石炭を200トン移送するのでそれを使って航海を継続する。もしも軍艦武蔵が、６月20日まで栖原湾で待機しても沢崎丸が到着しないときは、このカムチャツカ半島の沿岸の航海は中止する。この指示によれば、カムチャツカ半島の沿海の航海を実行するか否かは報效義会の沢崎丸が石炭を期日までの運送できるかどうかに懸かっていたことが分かる。

第２に５月22日の電報である。加藤友三郎は軍艦武蔵のカムチャツカ半島沿岸の派遣の目的がロシアの軍艦およびその地方の官憲との意思の疎通により、日本人の漁業者とロシア側との紛争の回避にあることを通知した。その上で、軍艦武蔵の航行の予定を知らせるように指示するとともに沢崎丸が運送する石炭が150トンになったことと８月上旬までには根室ないしはその付近の港湾に帰着するように指示した[18]。

第３に５月25日の電報である。加藤友三郎はウラジオストックにおける漁区競売が６月14日に実施されたあと競売で落札した漁場に日本の漁業者が７月上旬ないしは中旬には達するので、軍艦武蔵をできるだけ長くその海域で巡視させるように指示した[19]。

これらの指示を受けた軍艦武蔵の航海を艦長の井内金太郎が７月26日にクナシリ島の留別から海軍大臣の斎藤実に送った電報から見ていくことにしよう。軍艦武蔵は、６月11日、留別を出発して６月20日にシュムシュ島の片岡湾に到着した。この時、すでに沢崎丸は同地に到着していて軍艦武蔵は石炭の補給を受けた。軍艦武蔵は、６月23日、カムチャツカ半島に向けて出発し、６月24日にアバチャ湾に到着し、同湾を７月２日に出航して、モルゾワヤ・クローレ岬・オリガ岬を巡航して７月５日にアバチャ湾に戻り、再び沢崎丸から石炭の補給を受けて同湾を７月９日に出航して翌日の７月10日にシュムシュ島の片岡湾に入港した。ここで沢崎丸が陸揚げしておいた石炭を搭載して、７月16日からカムチャツカ半島の西海岸を巡航した。軍艦武蔵は、７月21日にキッチ河口まで達してから戻り、７月26日に留別に寄港している。井内艦長は、カムチャツカ半島の東海岸では漁場のウキンスク以北には航行しなかったので日本の漁船を見つけることはできなかったが、その西海岸では７月10日頃から日本人が漁業をしたりそのための準備をしていて軍艦武蔵の到来を喜びをもって迎えた、と報告している。報告によれば日本の汽船が６艘と帆船が70艘ほど確認されている。さらに彼は、アバチャ湾においてロシアの軍艦と交際したことを報告し、これによって彼らの日本人漁民に対する態度に変化があることを望む、と希望を記している[20]。

4　サンクト・ペテルブルグでの交渉

岸上謙吉博士とコルサコフ副領事の鈴木陽之助は、サンクト・ペテルブルグに出張して公使の本野一郎とともにロシア側と漁業交渉を行うことになった。二人がサンクト・ペテルブルグに到着したのは明治41（1908）年 3 月 9 日のことだった[21]。

ここでは交渉を担当した岸上謙吉が 5 月 8 日に帰国した後、『函館毎日新聞』に掲載した交渉の結果についての記事によってその概要を理解することにしたい。まず、岸上はロシア側が日本の漁業者の密漁のためロシアの世論は明治40（1907）年の協約よりも譲歩することに反対しており、ロシア政府も譲歩できないと主張していることを明らかにしている。その上で彼は、交渉の経過を「漁区価格引下」・「河川港湾の寄泊」・「製漁区」・「捕鯨に就て」・「共同漁業禁止」・「漁業者の覚悟」の 6 点に分けて説明した[22]。「漁区価格引下」ではロシア側がそれに応ぜず、漁業による収支が合わないと予想される場合には入札をしばらく見合せて、それが下落することを待つという方策を示した。「河川港湾の寄泊」では、ロシア側が明治40（1907）年に日本の漁船が漁区以外で密漁を行い、拘束された事例をあげて河川港湾への寄泊を許可しなかった、と説明している。彼はロシア側の主張の根拠が日本の密漁にあり、どうすることもできない状況であった、と弁明している。「製漁区」は日本側に漁業権の無い地域でロシア側が捕獲した魚を買い入れて加工するための場所で、沿海州において 4 箇所を獲得することができた、と報告している。「捕鯨に就て」ではそのための区域などは設定されずに自由に捕鯨ができることを明言している。「共同漁業禁止」ではロシア人が日本人と共同で漁業することが禁止された、と報告している。彼はこの措置について日本人の漁業者がロシア人の名義で漁業を実施すれば、「漁族絶滅の結果」になるとロシアの官憲が懸念することも無理のないことである、と理解を示している。

岸上は、このように交渉の結末を説明した上で「漁業者の覚悟」を次のように提言した。ロシア側も決して日本人の漁業を拒絶するような悪意を持っているわけではない。日本人の漁業者がまじめに漁業に従事すれば、漁業技術が遅れているロシア人は日本人の出漁を歓迎するであろう。また、入札価格の引き下げや河川などへの寄泊のような問題も解決されるであろう。岸上は日本の漁業者の活動に瑕疵がないこと要望したのであった。

岸上と鈴木がサンクト・ペテルブルグでブラジニコフと非公式な会談で双方の意見を了解し、本格的な交渉のために本野公使が外務大臣の林薫と交渉方針を協議したのは 3 月26日のことである。ここでは、ロシアが前年の明治40（1907）年の協約を緩和する状況になかったことと明治41（1908）年の漁区の競売までにその協約が成立しなかったことを確認しておきたい。また、本野公使らのロシア政府との交渉が漁区の競売日までに終わらないであろうことは 2 月下旬には新聞各紙で報じられていた[23]。

5　明治41（1908）年の漁区競売

ロシア政府は、明治41（1908）年３月12日を沿海州の漁区の競売日とし、それをウラジオストックで実施することを外務省に伝えてきた[24]。日本の漁業者たちは、この漁区の競売日の発表される以前にそれを見込んで競売に参加するための準備を進めていた。30名ほどの入札希望者が、３月３日、敦賀からウラジオストックに鳳山丸で向かった。彼らは、３月４日、鳳山丸の船中で「目前の小利に幻惑されず、永遠の大成を謀らん」として沿海州漁業規則改正期成同盟会（以下、同盟会と略記する）を立ちあげた。同盟会は11名の委員を選出するとともに５件の決議を行った。まず11人の委員とは郡司成忠（東京）・瀬谷和一（東京）・高井義喜久（東京）・田代三吉（新潟）・兒島侃二（新潟）・中瀬捨太郎（函館）・稲川竹治（函館）・結城新助（函館）・竹村醇多（函館）・竹内六一郎（富山）・平能伊右衛門（富山）である。そして次の決議を行った。第１に会員から同盟会の運営のための経費を徴収する。第２に委員の全員がウラジオストックに到着後、ただちに領事の野村基信を訪問して同盟会の運動について説明する。第３に沿海州漁業者大会を３月６日、ウラジオストックの商友会において開催する。第４に同盟会の趣旨をウラジオストックの新聞に掲載する。第５に大会の翌日である３月７日に委員の中から３名をハバロフスクに派遣して漁場の競売の期日を10日間延期するようにロシア側に請願する。このように同盟会の立ちあげと決議が鳳山丸の船中でなされた[25]。

同盟会は、鳳山丸での決議にもとづき３月７日と８日に総会を開催し、３月12日に漁区の競売が実施されれば日本の漁業者の不利になるとしてさらに以下の３つの決議を行い、それらをウラジオストックの居留民会を通じて日本人の居留民に通知するように手配した。第１は３月12日に実施予定の漁区の競売に参加しないことである。これについて500円の保証金を拠出させてこの決議に強制力をもたせた。第２はロシア人の落札漁場を借り受けないのみならずロシア人の落札漁場の収獲物の購入およびその営業に関与することの禁止である。第３は、第１と第２に違反した場合に保証金の没収だけでなく同盟会および将来、組織される沿海州水産組合の決議によって処分することである。このようにウラジオストックの居留民たちに漁区の競売への不参加とロシア人の落札漁場との関係の遮断を求めた。この決議の場に領事の野村基信が立ち会っていたことも付け加えておきたい。

同盟会が主導した日本人関係者の入札に関する申し合わせはこれだけでは終わらなかった。郡司成忠ほか75名の同盟会員たちは、３月９日により厳格で詳細な７条の決議を行った。この７条の決議とは以下の如くである。第１は河川における漁区を許可されているロシア人と契約関係のある者は、翌日の３月10日の正午までに契約原文を添えた届書を同盟会の審査委員に提出して審査を受ける。第２は、今後、ロシアの河川漁業者と日本人漁業者の契約は許可しない。第３は同盟会に所属していない日本人が、決議を無視して自らないしはロシア人の名義によって漁場を落札するか落札したロシア人と関係がある者には厳重な取り締

まりを実施する。第 4 は取り締まりを厳重にするために同盟会の決議を農商務大臣に打電し、違反者に対して各府県知事から訓示する。第 5 は同盟会員は違反者に漁夫雇入・漁業資金の貸付・魚類の購入売買を行わない。第 6 は翌日の 3 月10日にロシア側に競売延期の請願書を提出する。第 7 は違反者を探索して同盟会に密告した人には報酬を与える。この 7 条の内で、第 1 の提出された届書を審査する審査委員には、郡司成忠・稲川竹治・高井義喜久が選出された。また、ロシア側への競売の延期を請願する請願委員としては兒島侃二・稲川竹治・高井義喜久が選出された[26]。

この申し合わせの要点は以下の 3 点にまとめることができる。第 1 は、これまでロシア人の漁業者と関係があった日本人の漁業者にそれを停止させることである。第 2 は、同盟会員はもちろんのこと、非同盟会員にも同盟会の決議に従わせる、という点である。そして、それに違反した漁業者には厳しい懲罰を加えることである。第 3 は競売の延期をロシア側に求めることである。

同盟会は、入札が行われるウラジオストックで入札参加者の組織化を強力に進めるとともに漁業交渉が実施されているサンクト・ペテルブルグの本野一郎公使にも日本人の漁業の条件を有利にするために働きかける。

同盟会は、ロシア側が通知していた「沿海州漁業規則改正」などを見直をさせるように本野公使に依頼した。その回答が入札の前日の 3 月11日にウラジオストックに届いた。それには 3 点が記されていた。第 1 に競売の期日は延期できない。第 2 に新しい規則が決定されるまで、本年の漁期においては昨年の規定が適用される。第 3 に 3 月12日の競売の他に日本とロシアの協議を経て追加競売が行われる。この本野の指示について確認しておきたいことがある。すでに指摘したように岸上謙吉とコルサコフ副領事の鈴木陽之助がサンクト・ペテルブルグに到着したのは 3 月 9 日のことである。この 3 月11日の本野の指示は、ロシア側と十分な交渉を経て出されたものではなく暫定的なものだった、という点である。

野村領事は、漁業者にこれらの点を説明した。日本人の漁業者たちは、 3 月12日の競売にいったんは参加しようとしたが、ロシアの競売監督官が本年の漁業には発布される新しい規定を適用する、と通告した。これをめぐって野村領事が強硬に抗議するなどして入札は混乱し 2 日以上延期されることになった[27]。日本人の漁業者のうち20名ほどが 3 月23日に帰国した。同盟会の中心にいた郡司成忠も帰国している。

漁区の競売は、 4 月17日に再び実施されることになる。次にこの競売の状況を考察するが、その前にこの問題に関連してウラジオストックで発生したある事件について触れておきたい。

それは 4 月 1 日にウラジオストックの扶桑社という旅館にロシアの警察が家宅捜索を行った事件である。警察は宿泊客らの手紙や書類などを押収した。とりわけ厳しく調べられたのは安宅という人物だった。そして、彼の携帯品の中から郡司成忠の写真が発見されたのである。

この家宅捜索を扶桑舎が受けた理由について、明治41（1908）年４月９日付の「浦潮の家宅捜索」と題する『朝日新聞』の記事は次のように報じている。家宅捜索の理由はロシア側が秘密にしているので、これを知ることはできないが、おそらく沿海州における漁業問題が関係していて、とりわけ同盟会に関係がある、と推定される。ウラジオストックに滞在していた日本人の漁業者たちは自分たちの希望を達成するために同盟会を組織して郡司成忠をその会長にして日本とロシアの関係者たちに漁業規則の改正を迫った。そして実施された競売に日本の漁業者は１人も参加しなかった。その後、ロシアの警察は日本の漁業者たちが集会を開くことを聞き及び、これに何か深い魂胆があるのではないか、と猜疑して捜索を行った。このように扶桑舎の家宅捜索は、日本の漁業者たちの活動の取調べという点から行われたと、推定されている[28]。

４月17日の漁区の競売に戻ろう。郡司成忠は、明治41（1908）年４月13日、敦賀においてロシアの沿海州に出漁する漁業者を集めて同盟会の会議を開いた。会頭の郡司成忠をはじめ参加者は66名で沿海州における309箇所の漁区に対する４月17日の競争入札の執行に向けて、その競争を回避するための会議だった。この会議に参加した者を途中で脱退させないために100円の保障金が徴収された。会議は秘密裡に行われた[29]。

沿海州漁区競売は、４月17日、ウラジオストックにおいて実施された[30]。この４月17日の競売の漁区は330箇であった。このうち３箇所は加工のための製造所である。また、15箇所は交渉によって新たに競売区になった場所だった。明治40（1907）年の競売区は232箇所だったのでおよそ100箇所の増加であった。日本人は、120箇所を落札し、ロシア人は落札しなかった[31]。

次に考察するのは同盟会を解消して立ちあげられる露領沿海州水産組合の設立である。この組合の設立のための総会が開催されるのは明治41（1908）年10月のことである。この点を分析する前に郡司成忠がウラジオストックでの漁場の入札のあと、この総会までどのような活動に従事していたのか、という点を確認しておきたい。

郡司成忠は、明治41（1908）年６月３日、函館をロシア船で出発し、６月８日にカムチャツカ半島のペテロパブロフスクに到着している[32]。彼が乗船したのはロシアの義勇艦隊に所属する山天号だった。この船はロシアのカムチャツカ探検隊のために運航されたものだった[33]。

郡司成忠は、９月８日に東京に戻っている。彼は、カムチャツカ半島の沿岸からベーリング海峡を越えてアメリカ合衆国のアラスカの沿岸を視察して再びカムチャツカ半島に戻ってきたのであった。

彼のこの視察は２つの疑問を解決するためだった。第１にロシアにはベーリング海峡に地下鉄道を敷設するという説があった。フランスの技師がロシア政府の委嘱により３年にわたってその調査と設計に従事し、それによって建設の費用と６年ほどの年月で完成することが結論付けられた。アメリカ合衆国のモルガンという人物も実地に調査し、その費用の半額

を引き受けるという申し出をロシア政府にしたというのである。このことは、ロシアの議会においても議案になったが可決しなかった。この議案は可決しなかったとはいえ、なにゆえロシア人やアメリカ人が荒涼たる無人の土地に資金を投じようとしたのか、という疑問である。第２は日露漁業に関係した疑問である。日露漁業条約によればロシアはカムチャツカ半島の北端の湾における漁業を日本人に禁止した。北緯56度という魚類が生息しないような海域をどうして保護しようとしているのか、という疑問である。

郡司成忠は、これらの疑問について今回の調査では結論を出すことはできなかった、と述べている。その一方で北太平洋はまだ開発できる余地があるので職業に就いていないような者は、奮って北地に進出することを期待する、と希望を表明している[34]。

6　露領沿海州水産組合の成立と郡司成忠

露領沿海州水産組合創立総会が、明治41（1908）年10月25日から10月29日にかけて大日本水産会の会堂において開催された[35]。最初にこの組合の関係者および企業について確認する。表１はこの総会の出席者と委任状の提出者および企業をまとめたものである。

表１　露領沿海州水産組合総会の出席者と委任状の提出者および企業

	氏名	所在	出欠	役員
1	郡司成忠	東京	出席	組長
2	高井義喜久	東京	出席	副組長
3	宮本源太郎	東京	出席	
4	島田三之助	東京	出席	
5	佐藤平作	東京	出席	
6	勝部孝人	東京	出席	
7	森本新太郎	東京	出席	議員
8	瀬谷和一	東京	出席	
9	高橋瀏二	東京	出席	
10	西川篤三郎	東京	出席	議員
11	喜多吉兵衛	東京	出席	
12	籾山半三郎	東京	出席	議員
13	西野金四郎	東京	出席	
14	西堀多一	愛知	出席	
15	入交源十郎	愛知	出席	議員
16	水野市太郎	愛知	出席	
17	中村萬之助	兵庫	出席	
18	辻常吉	神戸	出席	
19	八木亀三郎	愛媛	出席	評議員
20	石崎兵太郎	愛媛	委任状	
21	八木栄十郎	愛媛	委任状	
22	矢野政太郎	愛媛	委任状	
23	野間信凞	愛媛	委任状	
24	宮川仲五郎	愛媛	委任状	
25	松浦徳蔵	静岡	委任状	
26	石川常松	静岡	委任状	
27	島田元太郎	長崎	委任状	
28	時乗虎之助	山口	出席	
29	橋本良吉	山口	出席	
30	岡野栄二郎	石川	出席	
31	増田匠作	石川	出席	
32	米濱良吉	石川	出席	
33	竹内六一郎	富山	出席	
34	藤木次三郎	富山	出席	
35	米田六三郎	富山	出席	議員
36	相澤勘二郎	富山	出席	議員
37	袴信一郎	富山	出席	議員
38	米田六四郎	富山	出席	評議員
39	鹽谷久太郎	富山	出席	議員
40	出戸助九郎	富山	出席	議員
41	松谷卯吉	富山	出席	
42	高井文治	富山	出席	議員（ニコラエフスク）
43	潮海助二郎	富山	委任状	
44	森正太郎	富山	委任状	

	氏名	所在	出欠	役員
45	佐藤與兵衛	富山	委任状	
46	佐藤伝二	富山	委任状	
47	宮城彦次郎	富山	委任状	
48	平能伊右衛門	富山	委任状	
49	松島栄太郎	富山	委任状	
50	土部徳蔵	富山	委任状	
51	二口三五郎	富山	委任状	
52	潮海助右衛門	富山	委任状	
53	食谷長次郎	富山	委任状	
54	岩瀬水産合資会社	富山	委任状	
55	眼目栄次郎	富山	委任状	
56	岩瀬商行	富山	委任状	
57	鮫島彌八	新潟	出席	
58	田代三吉	新潟	出席	議員
59	浅井惣十郎	新潟	出席	
60	鹿取久治良	新潟	出席	
61	鈴木佐平	新潟	出席	
62	兒島侃二	新潟	出席	議員
63	高橋助七	新潟	出席	議員
64	脇野光太郎	新潟	出席	
65	堀慶太郎	新潟	出席	
66	堤清六	新潟	出席	議員
67	石川文治	新潟	出席	
68	中山藤次郎	新潟	出席	議員
69	佐藤啓之丞	新潟	出席	
70	中山忠次郎	新潟	出席	
71	花房並次郎	新潟	委任状	
72	玉水孝次郎	新潟	委任状	
73	小山富三郎	新潟	委任状	
74	片桐寅吉	新潟	委任状	
75	柴田清作	新潟	委任状	
76	關矢儀八郎	新潟	委任状	評議員
77	鈴木義竜	新潟	委任状	
78	大西平七	新潟	委任状	
79	西脇喜四郎	新潟	委任状	
80	石井留吉	新潟	委任状	
81	江原善吉	函館	出席	
82	佐々木養作	函館	出席	
83	中瀬捨太郎	函館	出席	評議員
84	藤井猪之助	函館	出席	議員
85	町野長松	函館	出席	議員
86	小川長吉	函館	出席	
87	四十川善太郎	函館	出席	
88	藤野栄三郎	函館	出席	

	氏名	所在	出欠	役員
89	石垣隈太郎	函館	出席	議員(ニコラエフスク)
90	佐々木甚右衛門	函館	出席	
91	阪田源昂	函館	出席	
92	齋藤豁三郎	函館	出席	議員
93	磯野芳松	函館	出席	
94	大野栄太郎	函館	出席	議員(ニコラエフスク)
95	山崎松蔵	函館	出席	議員(ニコラエフスク)
96	岩崎岩次郎	函館	出席	議員(ニコラエフスク)
97	阪本作平	函館	出席	議員
98	田中仙太郎	函館	出席	
99	大鹽常作	函館	出席	
100	大道和作	函館	出席	
101	水間三左衛門	函館	出席	
102	青山政一	函館	出席	
103	竹村醇多	函館	出席	議員
104	坂井定吉	函館	出席	議員
105	高橋松太郎	函館	出席	議員(ニコラエフスク)
106	稲川竹治	函館	委任状	議員
107	澤口庄作	函館	委任状	
108	小熊幸一郎	函館	委任状	
109	佐藤清造	函館	委任状	
110	工藤長平	函館	委任状	
111	佐々木平次郎	函館	委任状	
112	太刀川善吉	函館	委任状	
113	柴田元治	函館	委任状	
114	小川彌四郎	函館	委任状	
115	士門石蔵	小樽	出席	
116	秋山運二郎	小樽	出席	議員
117	熊谷渉	小樽	委任状	
118	志賀定吉	小樽	委任状	
118		13地域	出席 75件 委任状 43件	

＊議員には、この表１の議員以外に遠洋漁業株式会社（新潟）と東洋物産株式会社（新潟）が就任している「露領沿海州水産組合創立総会」（明治41〔1908〕年10月25日開催〔『大日本水産会報』314号、明治41年11月〕42～44頁）により作成した。

表１によれば、総会の関係者と企業の総数は118である[36]。118のうち富山の岩瀬水産合資会社（54）と岩瀬商行（56）の２つが企業である。この総会に出席したのは75人で委任状を提出したのは41人と２つの企業である。地域別では、函館（34件）・新潟（24件）・富山（24件）・東京（13件）・愛媛（６件）・小樽（３件）・愛知（３件）・石川（３件）・山口（２件）・静岡（２件）・兵庫（１件）・神戸（１件）・長崎（１件）である。組合の総会の関係者と企業について確認した。次に総会を考察する。

総会は、10月25日に開催されて郡司成忠がその議長に就任した。翌日の10月26日には日本橋荷受問屋連合が沿海州の漁業者を八百松梅に招集し宴会が催された。さらに露領沿海州水産組合定款が10月27日の総会で決定された。この定款は第１章の「総則」・第２章の「組合員の加入及脱退」・第３章の「組合の権利義務」・第４章の「役員及事務員」・第５章の「会議」・第６章の「会計」・第７章の「違約処分」・第８章の「定款の変更」・第９章の「解散」によって構成されている。定款の第１章の「総則」の第１条は「本組合は露領沿海州に於ける彼我水産業の円満を期し弊害を矯め風紀を正たし水産業の改良発達を図り組合員共同の利益を挙ぐるを目的とす」と露領沿海州水産組合の設立の目的を明記している[37]。

この定款にもとづいて、10月29日に７名の役員と30名の議員が決定された。役員のうち組長には郡司成忠、副組長には高井義喜久、評議員には中瀬捨太郎・八木亀三郎・関矢儀八郎・米田六四郎・辻常吉が就任した。そのあと東京・函館・新潟・富山・ニコラエフスクの５区に地域を分け、30名の議員が選出された[38]。

露領沿海州水産組合の設立について確認した。次に、この総会に臨席していた農商務省水産局長の道家斎が、10月29日の総会で行った演説を分析して何が組合に求められていたのかを考える。彼は次のように述べた。沿海州の近海は世界の三大漁場の一つであるが、ロシアの領土であり日本における漁業とは状況が異なる。それゆえロシアの法令を順守することが必要である。ロシア政府は沿海州漁業監督規則を発布し、来年度から日本の漁業者を取り締まろう、としている点に留意する必要がある。海外で活動している日本人は、少数ではないが勢力としては微々たるものである。その原因は、彼らが「共同団結の精神」を欠き、わずかな利害をめぐって衝突しているからである。沿海州の近海に出漁する漁民がこの組合の設立によって「共同団結の精神を層一層鞏固」にすることを希望する。組合の設立の目的は沿海州方面への出漁者・買魚者・製造業者などの関係者が一致団結して、その漁利の開発を図ることはもちろんロシアの漁業者たちとの関係を円満にすることである。ロシア政府とロシアの水産業者はこの組合にとても注目している。このことに留意して組合の設立の目的を貫徹することを望む。

日露漁業協約の有効期限は12年であるがその後も改正ないしは更新されるべきものである。しかし、それはこの組合の漁業関係者たちの行動にかかっている。ポーツマス条約によって得られた沿海州の漁利を永遠に発達させることが漁業者たちの義務なので「一致共同の精神」でこの目的を達成することを求める[39]。このように道家水産局長は漁業関係者たち

に演説した。

露領沿海州水産組合の定款や水産局長の道家斎の演説から沿海州に出漁する日本人の漁業者たちとロシア政府およびロシアの漁業者たちとの紛争の回避がこの組合に求められていたことが分かる。この点を踏まえたうえで次に考察したいのは、この組合の創立総会で組長になった郡司成忠が、組合設立の正式な認可を政府が出した明治41（1908）年12月１日に辞職した経緯である。

組長になった郡司成忠は、11月12日、農商務大臣の大浦兼武と外務大臣の小村寿太郎に露領沿海州水産組合設立の許可を申請し、12月１日にその認可を得る[40]。水産局長の道家斎は、この数日前の11月28日、外務次官の石井菊次郎に露領沿海州水産組合の設立の「許可書案」を送付してその審議を求めるとともに「組長之事」について、組合が認可されたらただちに同日付で組長の辞職を本人が承諾した、と記している。水産局長の道家が郡司成忠に組長の辞職を説諭したことが分かる[41]。

なぜ道家水産局長は郡司成忠に組長の辞職を求めたのだろうか。この点を次に考える。郡司は、組長を辞任した翌年の明治42（1909）年３月８日、海軍大臣の斎藤実に書翰を送り商船学校長の就任について相談している。この書翰によれば、郡司成忠がすでに「朝鮮方面」ないしは「支那方面」での活動ににについて思案していたことが分かる。彼はそれを思い直して商船学校長の就任についての相談の書翰を送ったのである。そのなかで彼は「十六年間も日夜思ひをこらせし事業にて一部露国大使の容喙よりかく成り果つる運命をもてる拙者」と記している[42]。郡司は、「露国大使の容喙」によって次の仕事を探さなければならないに状況に陥った、と考えていたのである。また、彼が16年間にわたって尽力してきた事業とは沿海州地域における漁業権の獲得とそれによる漁業を示唆している[43]。

郡司成忠は、同日のもう一通の書翰で斎藤実に「昨日の総会ニ於而、組合とハ表裏共ニ一切の関係を断ち申候」と報告しており、露領沿海州水産組合との関係が完全に失われたことも分かる[44]。

実は、報效義会のトップとして活動していた郡司成忠が露領沿海州水産組合の組長になることにロシア側は強い警戒感を持ち、日本の外務省もそれを望んではいなかったのである[45]。

おわりに

明治40（1907）年５月４日に締結された日露漁業協定（議定書）の締結を受けて設立された沿海州漁業倶楽部から沿海州漁業規則改正同盟会をへて露領沿海州水産組合の設立過程を考察した。

本稿の課題は、この組織化の過程をその中心にいた郡司成忠という人物に注目しながら分析し、その組織化の特質を解明することだった。この考察から以下の結論を得ることができる。第１に、ロシアの沿海州地域において実施される漁業はこれらの組織の形成によって国

内的に排他的になっていく一方で、ロシアに対しては強硬な性格を帯びるようになっていった。第 2 に、この組織の形成を推進し、第 1 にあげたような性格をこれらの組織に付帯させていったのは千島列島の開発を企図しそのために報效義会という組織を運営していた郡司成忠という人物だった。第 3 に軍艦武蔵のカムチャツカ半島沿岸への派遣が示すように、政府の施策においても郡司成忠と報效義会が深く関与しており、それ無では遂行できなかった。第 4 に、第 1 にあげたような性格を露領沿海州水産組合に付帯させることへの懸念が郡司成忠をその組長から追いやることになった。

注

1　「第一二〇号」『日露漁業協約締結一件　第二巻』（外務省外交資料館所蔵〔JACAR〈アジア歴史資料センター〉〕Ref.B07080101600）0123。

2　『日露漁業協約締結一件　第二巻』（Ref.B07080101600）0142。

3　『官報』7158号（明治40〔1907〕年 5 月13日付）323～324頁。

4　第 1 条の「漁業区域」は河川と入江を除外した日本海・オホーツク海・ベーリング海のロシアの沿岸と規定している。第 2 条の「漁業許可方法」は鮭・鱒・鰊などについて一定の漁区を競売しその競落者に漁業権を付与する、と規定している。第 3 条の「使用漁夫」は黒龍江の「海湾内」における漁区については漁業の監督者以外はロシア人漁夫を使用する、と規定している。第 4 条の「漁獲物」はラッコとオットセイを除外した全ての魚類と動植物をその対象として許可している。第 5 条の「魚類製法」は鰊および鰊網によって取れた雑魚は搾粕に、鮭鱒類は塩漬けにする、と規定する。また、落札した漁区以外で魚類を購入してそれらを加工することも許可している。第 6 条の「漁船ノ特許」は出漁する船舶はロシア領事館において裏書された健康証書の携帯を規定している。出漁した漁区間の回航も許可されている。第 7 条の「漁区開始」はロシア政府の「漁区表」の発表によるが、それは現在のところ未発表である、と記している。第 8 条の「課税免除」は漁獲物をロシアから日本に輸出する場合に輸出税は免除される、と規定している。第 9 条の「漁業取締」は「露国漁業規則」を順守するように求めている。以上の 9 点である。

5　「日露漁業仮協約説明」（『大日本水産会報』〔以下『会報』と略記する〕297号、明治40〔1907〕年 6 月）38～39頁。この農商務省における説明会は「協約締結前の協定事項（仮条約）」（日魯漁業株式会社編『露領漁業沿革史』第二編上・第二章・第三節・第二項〔71～75頁、1927年〕）において分析が加えられており、この説明会が「沿海州漁業倶楽部」の設立に繋がったことも指摘されている。

6　石井菊次郎通商局長は次の 6 点について説明した。第 1 にロシア人も日本人も競争入札において落札した漁区の有効期限は 1 年である。第 2 に漁業規則は、仮規則（議定書）の「精神」を踏まえて発布されることになるが、現段階では不明である。第 3 に競売漁区についてはロシア国有財産省が公示する。新漁区については出願を行うことができるが、これは出願の後に協議があり、それを踏まえて開始されることになる。本年度にこの出願された新漁区の手続きが間に合わない場合には、翌年の一般競売の漁区に編入されることになる。第 4 に漁区の競売は 6 月20日が予定されおり、おそらくウラジオストックで実施されることになる。第 5 にこれまでロシア国有財産省において発表されている29個所の漁区は日本人には関係がない。第 6 にロシアに渡航する船舶は函館のロシア領事館から健康証書と航海証書の交付を受ける。以上の 6 点である（「日露漁業仮協約説明」『会報』297号〔明治40〈1907〉年 6 月〕38～39頁）。

7　沿海州漁業者委員の質問と石井通商局長の説明は以下の通りである。第 1 に諸税金（薪税・地税・釜税・番頭税など）についてはこれまでのロシアの規則が適用されるが、輸入税については日本人およびロシア人の漁獲物を日本に輸入する場合には課税されない。第 2 に借区漁場に越年者を残留させることは問

題ない。第３に漁獲物の積取船を河川に碇泊させることはロシア側とこれから協議する。第４は日本人の権利に属さない漁区についてである。この漁区については「河川入江」と32から33箇所のうち29箇所の漁区がそれに該当することになる。第５にロシア人から漁獲物を買い取ることができる場所についてはロシアの官憲が取り締まりの行える場所では許可されるであろう、との予想が示された。第６に不良な鮭鱒を搾粕に加工することについての不可である。規定では鰊の搾粕と鮭鱒の塩引きだけが許可されていた。第７にロシア側の新たな漁業規則は準備中で、発布されればそれに拠るが発布されない場合には明治33（1900）年および明治34（1901）年の規則に準拠する可能性がある。第８に黒龍江の上流に積取船を航行させることは不許可である。第９に一つの漁区で使用できる網数とその種類については新しい漁業規則の発布までは従来のものに準拠する。第10に「黒龍江海湾内」の競売の漁区はこれから発布される「区域表」によることになる。第11に競売となる漁区の地域は、第10と同様に、ロシア側の「区域表」が発表されていないので不明である。第12に漁業に必要な物品（マッチ・煙草など）の輸入税はウラジオストックやニコラエフスクなどで課税される。第13に一つの漁区において使用できる漁夫の人数も新しい漁業規則が発布されるまでは従来のものに準拠する。第14に漁夫の旅券は各自で携帯する必要がないようにロシア側と協議する。以上のような質疑が行われた（「沿海州漁業者委員集会」〔『会報』297号、明治40〈1907〉年６月〕39～40頁）。

8 「沿海州漁業者委員集会」（『会報』297号、明治40〔1907〕年６月）40～41頁。

9 『日本外交文書』40巻２冊（外務省編纂、1961年３月）792号文書（19頁）。

10 「郡司大尉（敦賀）」『朝日新聞』明治40（1907）年６月２日付。

11 「沿海州漁区競売状況」（『会報』298号、明治40〔1907〕年７月）42～45頁。

12 「沿海州漁区競売状況」（『会報』298号、明治40〔1907〕年７月、42～45頁）と「露領漁区競売（郡司成忠氏の談話）」（『朝日新聞』明治40年６月24日付）で落札漁区の数に相違があるが、前者が正確だと推定される。

13 「露領漁区競売（郡司成忠氏の談話）」『朝日新聞』明治40（1907）年６月24日付。

14 「報效義会の出漁」『朝日新聞』明治40（1907）年６月４日付。

15 「軍艦及外交官御派遣之上勘察加方面出漁者御保護相成度義ニ付請願」（『帝国艦船海外派遣関係雑件　第一巻』外務省外交資料館所蔵、Ref.B07090378100）324～327。

16 「勘察加半島沿岸及ヲコツク海方面ヘ軍艦派遣ニ関スル件」（『帝国艦船海外派遣関係雑件　第一巻』（Ref.B07090378800）0330～0332。

17 「電報」（『帝国艦船海外派遣関係雑件　第一巻』Ref.B07090378800）0333。

18 「電報」（『帝国艦船海外派遣関係雑件　第一巻』Ref.B07090378800）0335。

19 「電報」（『帝国艦船海外派遣関係雑件　第一巻』Ref.B07090378800）0338。また、加藤は石炭を輸送する報效義会の沢崎丸を６月30日まで待つように指示を変更した。

20 「電報」（『帝国艦船海外派遣関係雑件　第一巻』Ref.B0709037880）0347～0348。

21 『日露漁業協約附属十二ケ条協定一件　第一巻』（外務省外交資料館所蔵、Ref.B07080109500）0153。

22 「漁業問題交渉始末〔岸上謙吉の談話〕」『北海道水産雑誌』８号５巻（明治41〔1908〕年６月）13～14頁。

23 「本年の沿海州漁業」『北海タイムス』明治41（1908）年２月23日付。

24 「露国沿海州漁区表発布」『北海タイムス』明治41（1908）年１月16日付。

25 「沿海州漁場競売者の活動」『会報』307号（明治41〔1908〕年４月）39～40頁。

26 「沿海州漁場競売者の活動」『会報』307号（明治41〔1908〕年４月）39～40頁。

27 「沿海州漁場競会者の活動」（『会報』307号（明治41〔1908〕年４月）41頁。

28 「浦潮の家宅捜索」『朝日新聞』明治41（1908）年４月９日付。

29　この明治41（1908）年 4 月13日に福井県の敦賀町桜萬象閣で同盟会を開催したことは福井県知事の中村純九郎が、4 月14日、外務大臣の林薫と内務大臣の原敬に送った情報による（『沿海州水産組合設立関係一件　第一巻』〔外務省外交資料館所蔵〕Ref.B110919 32400）0013～0014。

30 「沿海州漁区競売に於て落札せる漁区」（『会報』308号、明治41（1908）年 5 月）47～49頁。

31 「漁区競落状況」『北海タイムス』明治41（1908）年 4 月25日付。

32 「露国勘察加探検隊（郡司大尉の消息）」『朝日新聞』明治41（1908）年 8 月 6 日付。

33 「勘察加探検消息（郡司大尉の動静）」『北海タイムス』明治41（1908）年 8 月31日付。

34 「郡司大尉談（白令鉄道問題）」『朝日新聞』明治41（1908）年 9 月16日付。

35 「露領沿海州水産組合創立総会」（『会報』314号〔明治41〈1908〉年11月〕）42～47頁。

36　表 1 に記載された議員は28名であるが、これに加えて遠洋漁業株式会社と東洋物産株式会社が議員に就任している。遠洋漁業株式会社の正式名称は新潟遠洋漁業株式会社で遠洋漁業の物品販売と運送業を目的として明治40（1907）年 4 月21日に資本金100万円で設立された。同社は新潟市上大川前通 7 番町に設立され取締役に白勢春三・鍵富岩三郎・藤田簡吉・片桐寅吉・浅井惣十郎が、監査役に關矢儀八郎・關矢彦太郎・小澤幸次郎の三人が就任している（「水産業に関する会社及産業組合」（『会報』297号〔明治40〈1907〉年 6 月〕114頁）。明治40（1907）年 3 月 9 日の『新潟新聞』に掲載された「東洋物産株式会社株式募集」と題する広告によれば、東洋物産株式会社の概要は以下の通りである。同社設立の目的は、遠洋漁業・鉱業・製油業・諸商品有価証券の売買・委託品の売買・回漕業・貸金業・倉庫業である。会社の収益について「遠洋漁業部の経営に依り充分満足なる収益あるを信ず」と記されている。株式募集の発起人には表 1 の中山忠次郎や関矢儀八郎がいる（『新潟新聞』明治40（1907）年 3 月 9 日付）。

37 「露領沿海州水産組合創立総会」（『会報』314号〔明治41〈1908〉年11月〕）44頁。

38 「露領沿海州水産組合創立総会」（『会報』314号〔明治41〈1908〉年11月〕）46～47頁。

39 「沿海州水産組合創立総会に於ける道家水産局長の演説」（『会報』314号、明治41〔1908〕年11月）1～3 頁。

40 「沿海州水産組合認可」（『会報』316号〔明治42〈1909〉年 1 月〕）50頁。『露領漁業沿革史　第二編　上』207頁。

41　石井菊次郎宛道家齊書翰明治42（1909）年11月28日付『沿海州水産組合設立関係一件　第一巻』（Ref. B11091932400）0036～0037。

42　斎藤実宛郡司成忠書翰明治42（1909）年 3 月 8 日付（「斎藤実文書　書簡の部」735－11、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

43　郡司は、明治40（1907）年 6 月 1 日付の『北海タイムス』に掲載された「郡司大尉を訪ふ」と題する記事のなかで「十五年来待に待たる沿海州漁業権の獲得に就ては是非共一ト奮発なかるべからず」と記している。

44　斎藤実宛郡司成忠書翰明治42（1909）年 3 月 8 日付（「斎藤実文書　書簡の部」735－12、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

45　この点については別稿によって明らかにする予定である。

〔付記〕
本稿は文部科学省科学研究費（基盤研究Ｂ・挑戦的萌芽研究〔研究代表者麓慎一〕）の研究成果です。